

3 土地利用基本構想

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産のための諸活動の共通の基盤をなすものです。

このため、町土利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

また、今後の土地利用にあたっては、土地の計画的利用と保全を基本とし、農・水・商・工等が連携した地域産業の振興や地域間交流の促進など活力あるまちづくりに向けた行政施策のもと、地域の特色や多彩な資源を十分に活かして、次に示す基本方針のもとに、秩序ある土地利用を進めます。

(1) 土地利用の基本方針

- ・豊かな自然と共生する土地利用を進めるため、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、関係法の適正な運用と調整を図ります。
- ・広域的かつ総合的な視点を持ち、本町に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期にわたる計画的な土地利用を進めます。
- ・自然環境や歴史的・文化的遺産などの保全と活用を図り、快適な生活環境と安全・安心が保てる土地を有効に活用し、秩序あるまちづくりを進めます。
- ・人やものの活発な流れを促し、広域的な連携や地域間交流を円滑に行うための計画的で効率的な基盤整備を進めるとともに、定住人口や交流人口の増加に向けた環境整備を進めます。

(2) 土地利用の基本方向

地域類型別の町土利用については、それぞれの地域において、町民の利便性や安全性に配慮した土地利用に努めます。

①居住生活エリア(全集落)

高齢化社会の進行と日常生活の利便性を考慮し、住環境のさらなる向上と各集落の活性化など、地域として一体性をもった土地利用を進めます。

②地域中核エリア

町の中核的機能が集約する地域として、今後もその機能充実を図るため、

合理的かつ適正な土地利用を進めるとともに、公共施設の適正配置を図ります。

③農業振興エリア

農地は、将来にわたり食料を安定的に供給するための重要な生産基盤です。

このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、土地の基盤整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

④漁業振興エリア

海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った漁業振興に資する総合的な利用を図ります。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全に努め、海岸の保全と適正な利用の確保を図ります。

⑤森林エリア

森林は、地球温暖化の防止をはじめ、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源涵養機能、土砂流出や崩壊を防止する国土保全機能など、多くの公益的機能を持っています。また、間伐材などの未利用残材を使った木質バイオマス・エネルギーの利用など、森林の持つ役割は今後も高まることが予想されます。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、計画的な森林の保全管理と整備を進めます。

また、世界自然遺産「白神山地」に接する町として、白神山地周辺の豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、自然体験学習の場として活用に努めます。

⑥観光・レクリエーションエリア

本町の貴重な自然資源である山、川、海等良好な自然環境の維持・保全に努めるとともに、豊かな自然を活かした観光レクリエーション空間として、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する施設や公園等の整備を進めます。

また、世界自然遺産や景勝地をはじめとした本町の貴重な観光資源の適正な保全に努めるとともに、高速交通網の整備を踏まえた広域連携による観光ゾーンの形成など、本町を訪れる旅行者や交流人口の拡大を促進する利用を進めます。